

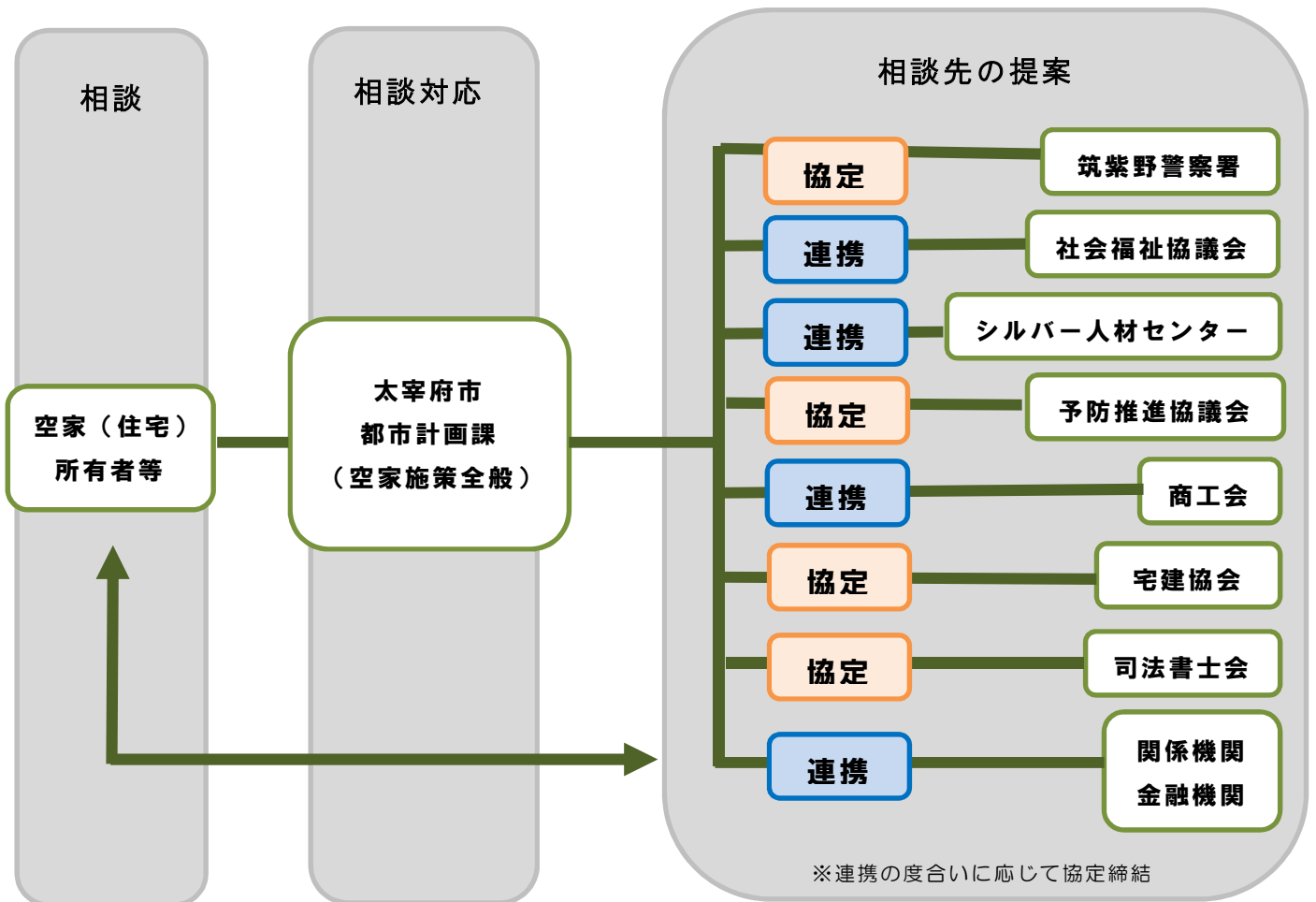
太宰府市空家等対策の実施体制（関係機関等との連携）について

1 計画での位置づけ

連携先	内容
弁護士・会計士・司法書士・税理士・土地家屋調査士・行政書士・金融機関	相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
不動産団体等	所有者の空家等利活用相談、空家バンクの充実等
建設業者	空家等の解体、改修の相談及び対応等
建築士	空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等
警察	危険回避のための対応等
筑紫野太宰府消防組合消防本部	災害対策、災害時の応急措置等
自治会	空家等情報の提供、跡地の利活用等

2 空家等対策に関する関連図

本計画の対象とする住まいの種類は、空家予防の観点も踏まえ「(空家にはなっていない住まいも含めた)全ての住まい」を対象としています。空家(住宅)問題は、困難となっている障壁が相続問題、財産管理、建物改修・解体、固定資産税、相隣関係など多岐にわたるため、連携先について多くの選択肢がある方が市民(空家所有者・住宅所有者)にとって望ましいと思われます。また相談者は市役所へ直接相談する場合と、既に設置されている各々の団体の窓口へ直接相談する場合が考えられ、下図については両方向でのアプローチを考慮しています。



3 具体的な連携先（協定締結や協力体制の構築など）

1) 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会

相互に相談者の情報を共有しながら、連携・協力し空家等の適正な管理や活用を促進することで、市民生活へ悪影響を及ぼす空家等の発生を抑止し、生活環境の向上へ繋がります。

※宅建協会との協定締結済（令和2年10月23日協定締結）

2) 警察

相互に連携・協力・情報共有することで、空家等を利用した犯罪の未然防止や、危険回避のための対応等に繋がります。また、令和元年度第6回福岡県空家対策連絡協議会において、福岡県警本部生活安全部総務課から空家情報の共有について呼びかけがあり、個別に市町村に情報共有について依頼を行っています。

※筑紫野警察署との協定締結済（令和3年3月18日協定締結）

3) 一般社団法人太宰府市空家予防推進協議会

平成30年6月に設立（令和2年10月に一般社団法人へ）。本市が実施した「来てよし、住んでよし」推進事業（H29～H31）の中で運営組織としてくらしの相談窓口を設置し、相談者にとって安心できる相談先とするために令和3年度に協定を締結しました。平成30年度から3か年継続して国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の採択を受け、令和3年度は新たに「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の採択を受けました。取り組みとして、自治会への空家に関する勉強会の継続的な実施を行い、令和3年度実施した空家サミットでは空き家の現状と今後の課題について共有しました。空き家ではない物件に対する空き家予防啓発等を行うことが期待されます。

※太宰府市空家予防推進協議会との協定締結済（令和4年1月20日協定締結）

4) 福岡県司法書士会

様々な法律問題を気軽に相談できる窓口として、相互に連携し、長い間解決できなかった悩みを専門的な観点から解消することが期待されます。また、情報提供や技術的な支援、複合的な課題の解決への助言などで空家問題への大きな効果が期待されます。

※福岡県司法書士会との協定締結済（令和4年8月22日協定締結）

5) 関係機関、団体

弁護士会、建築士会、金融機関などの関係機関と連携・協力することで、空家所有者の悩みとなっている相続、登記、耐震リフォーム、融資相談等の相談体制の充実を図ることができそうです。